

教育理念

深い人間愛の精神を基本として、
人間尊重の理念に基づいて
人格の形成を目指し、豊かな人間性と教養
を備え、進展する医療・保健・福祉
に対応できる知識と技術をもって、
実践できる有能な人材を育成する。

学 則

第1章 総 則

(設置目的)

第1条 本校は教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号），診療放射線技師法（昭和26年法律第226号），理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号），社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号），言語聴覚士法（平成9年法律第132号）に基づき，保健師・看護師・診療放射線技師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・介護福祉士として必要な知識・技術を習得させ，豊かな教養と感性を備え，地域社会へ貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は，鹿児島医療技術専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は，診療放射線技術学科，作業療法学科，理学療法学科，言語聴覚療法学科を，鹿児島市平川町字宇都口5417-1に置き，保健看護学科と社会福祉科を，鹿児島市東谷山3丁目31番27号に置く。

(課程，学科，修業年限及び学生の定員)

第4条 課程，学科，修業年限及び学生の定員は，次の表に掲げるとおりとする。

昼間部

課 程	学 科 名	修業年限	学 生 定 員	
			1学年の定員	総 定 員
医療専門課程	保健看護学科 (統合カリキュラム)	4年	40人	160人
医療専門課程	診療放射線技術学科	4年	40人	160人
医療専門課程	作業療法学科	4年	40人	160人
医療専門課程	理学療法学科	4年	80人	320人
医療専門課程	言語聴覚療法学科	4年	40人	160人
教育・社会福祉 専門課程	社会福祉科	2年	40人	80人

夜間部

課 程	学 科 名	修業年限	学 生 定 員	
			1学年の定員	総 定 員
医療専門課程	作業療法学科	4年	40人	160人
医療専門課程	理学療法学科	4年	40人	160人

(在学期間)

第5条 学生は，前条の修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2章 学年，学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は，次のとおりとする。

(1) 日曜日並びに土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日

(4) 春期休業（2週間）

(5) 夏期休業（6週間）

(6) 冬期休業（2週間）

2 校長は，必要により前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか，臨時に休業を必要とする場合は，校長がその都度定める。

4 土曜日については，夜間部の1年次から3年次までの前期は休業日としない。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程，単位数及び時間数)

第8条 教育課程，単位数及び時間数は，保健看護学科にあつては別表第1，診療放射線技術学科にあつては別表第2，作業療法学科（昼間部）にあつては別表第3，理学療法学科（昼間部）にあつては別表第4，言語聴覚療法学科にあつては別表第5，社会福祉科にあつては別表第6，理学療法学科（夜間部）にあつては別表第7，作業療法学科（夜間部）にあつては別表第8のとおりとする。

2 単位の計算方法は，大学設置基準第21条第2項の規定による。社会福祉科を除く学科は全て単位制とし，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修を考慮して，次の基準により，単位を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業日数等)

第9条 週当たりの授業日数は，校長が定める。

2 校長は，必要により授業日及び授業時限を変更することができる。

第4章 学習評価，履修，卒業及び資格等

(学習の評価)

第10条 学習の評価は，科目試験，出席状況，実習状況によって行う。

2 前項の学習の評価については，校長が別に定める。

(履修及び卒業の認定等)

第11条 欠席日数が，各学年の出席すべき日数の3分の1を超えた学生については，次学年の科目の受講又は卒業を認定しない。

- 2 欠席日数が、各学年の出席すべき日数の3分の1以内であっても、各科目の講義及び実習に係る出席時間数が(1)保健看護学科にあつては保健師助産師看護師学校養成所指定規則、診療放射線技術学科及び作業療法学科、理学療法学科、言語聴覚療法学科にあつては学則に定める時間数の3分の2に満たない学生(2)社会福祉科にあつては介護実習の出席時間数が社会福祉士介護福祉士養成施設規則に定める時間数の5分の4に満たない学生又は他の科目において学則に定める時間数の3分の2に満たない学生については当該科目の履修を認定しない。
- 3 履修及び卒業については、前2項の場合を含め学習評価を勘案して、履修認定委員会、卒業認定委員会の議を経て校長が認定する。
- 4 保健看護学科は保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める時間数及び単位に満たない学生について、補習又は卒業延期等の方法によって必要な補習を受けることにより次学年の科目の受講又は卒業を認めることができる。
- 5 大学又は短期大学、専門学校において既に履修した科目については、入学時に審査のうえ本校において履修した科目として単位互換認定会議の議を経て単位を認定することができる。

(卒業及び資格の取得)

第12条 校長は、卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

- 2 本校の保健看護学科を卒業した者には、保健師及び看護師国家試験の受験資格並びに高度専門士の称号が与えられ、診療放射線技術学科を卒業した者には、診療放射線技師国家試験の受験資格及び高度専門士の称号が与えられ、作業療法学科を卒業した者には、作業療法士国家試験の受験資格が及び高度専門士の称号が与えられ、理学療法学科を卒業した者には、理学療法士国家試験の受験資格及び高度専門士の称号が与えられ、言語聴覚療法学科を卒業した者には、言語聴覚士国家試験の受験資格及び高度専門士の称号が与えられる。社会福祉科を卒業した者は、介護福祉士として登録することができ専門士の称号が与えられる。

第5章 入学、退学、転学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本校に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を卒業した者、又は通常の課程以外の課程よりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の志願手続き)

第15条 本校に入学を志願する者は、所定の願書を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学を志願する者に対しては、入学試験委員会において、学力検査又は面接により選考を行い、校長がこれを決定し、合格者に対して通知する。

(入学手続き及び入学等の許可)

第17条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに、出身校の卒業見込み証明書、又は卒業証明書、誓約書を添えて、校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(退学)

第18条 学生が退学しようとする時は、所定の退学願を校長に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第19条 学生が、他校の保健看護学科（統合カリキュラム4年課程）、診療放射線技術学科（4年課程）、作業療法学科（4年課程・夜間部4年課程）、理学療法学科（4年課程・夜間部4年課程）、言語聴覚療法学科（4年課程）、社会福祉科（2年課程）に転学を志願しようとするときは、所定の転学願を校長に提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 他校の保健看護学科（統合カリキュラム4年課程）、診療放射線技術学科（4年課程）、作業療法学科（4年課程）、理学療法学科（4年課程）、言語聴覚療法学科（4年課程）、社会福祉科（2年課程）で1年以上履修した者で、本校に転入学を志願する者があるときは、校長は欠員のある時に限って選考の上、相当学年に転入学を許可することができる。
- 3 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した科目及び時間数の取扱い並びに就学すべき年数については、校長が決定する。
- 4 転入学を許可された者は、所定の手続きをしなければならない。

(休学)

第20条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため1ヶ月以上出席できないときは、所定の休学願を提出し、校長に休学を願い出ることができる。

- 2 校長は、前項の規定による休学願を相当と認めるときは、1年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、その期間を第5条の範囲内まで延長することができる。
- 3 休学の期間は在学期間を含むものとする。

(復学)

第21条 休学期間満了の場合又は休学期間中であっても、その理由が消滅した場合には、所定の復学願を校長に提出し、校長の許可を得て、規定した学年に復学することができる。

(除籍)

第22条 校長は、学生が次のいずれかに該当する場合は、学校運営会議を経て、除籍することができる。

- (1) 死亡の届出があったとき
- (2) 行方不明の届出があったとき

第6章 職員組織及び運営

(職員組織)

第23条 本校に次の職員を置く。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 校長 | 1人 |
| (2) 副校長（教務担当，事務担当） | 7人以上 |
| (3) 学科長 | 8人 |
| (4) 保健看護学科研修部長 | 1人 |
| (5) 副学科長 | 8人 |
| (6) 実習調整者 | 1人以上 |
| (7) 専任教員（各学校養成施設（所）指定規則による） | |
| 保健看護学科 | 14人以上 |
| 診療放射線技術学科 | 6人以上 |
| 理学療法学科（昼間部） | 9人以上 |
| 理学療法学科（夜間部） | 6人以上 |

作業療法学科（昼間部）	6人以上
作業療法学科（夜間部）	6人以上
言語聴覚療法学科	5人以上
社会福祉科	3人以上
(8) 非常勤講師	140人以上
(9) 保健管理医	1人以上
(10) 事務職員	8人以上
(11) 司書	2人以上
(12) 学生寮管理責任者	1人以上

（運営）

第24条 校長は、本校に関する事務を総括する。

2 副校長は、校長に事故あるとき、その職務を代理する。

3 校長は、運営に関し、本校に関する重要な事項を審理するため、運営会議、職員会議、教務会議、講師会議、実習指導者会議の組織を設置する。

4 前項については、会議規定、校務分掌規定、事務管理規定、庶務規定に定める。

第7章 健康管理

第25条 校長は、学生に対して、1年に1回以上の健康診断を実施する。

第8章 授業料等及び入学選考料、入学料並びにその他の費用徴収

（授業料等の納付義務）

第26条 本校に在学する者は授業料等を納めねばならない。

2 本校に入学を志願する者は入学選考料を、本校に入学しようとする者は入学料を納めねばならない。

3 証明書の発行を要する者は証明書料を納めねばならない。

（授業料の額）

第27条 入学検定料、入学料、授業料及び証明書交付手数料の額は、校長が別に定める。

2 校長は、経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ学業が優秀であると認められる学生に係る授業料の特例を定めることができる。

（休学の場合の授業料）

第28条 学生が休学を許可され又は休学を命じられた場合において、休学当期及び復学当期を除き授業料等は徴収しない。ただし、休学期間においても施設維持費は徴収する。

（退学、停学の場合の授業料）

第29条 学生が、退学を許可され又は退学を命じられた場合においても、その期の授業料は徴収する。

2 停学を命じられた場合においてもその期間中の授業料は徴収する。

（入学料及び授業料等の還付）

第30条 入学料及び入学選考料は原則として返還しない。

2 入学しなかった者が前納した授業料等は返還する。

第9章 賞罰

（表彰）

第31条 校長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。

2 前項の退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、運営会議の議を経て行うことができる。

- (1) 正当な理由がなく、出席状況が悪いとき
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないとき
- (3) 第5条に規定する期間を超えたとき
- (4) 正当な理由がなく授業料を納付しないとき
- (5) 性行が不良で改善の見込みがないとき
- (6) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき

第10章 学生寮

(学生寮)

第33条 本校に学生寮を置く。

2 学生寮について必要な事項は、校長が別に定める。

第11章 雑則

(校長への委任)

第34条 本学則施行に関し必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、3年課程の各学科の平成17年度及び平成18年度入学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし別表第1及び別表第6は平成21年度入学生から適用する。